

第4編

将来像の実現に向けて

第1章 まちづくりの実現に向けた基本的な考え方

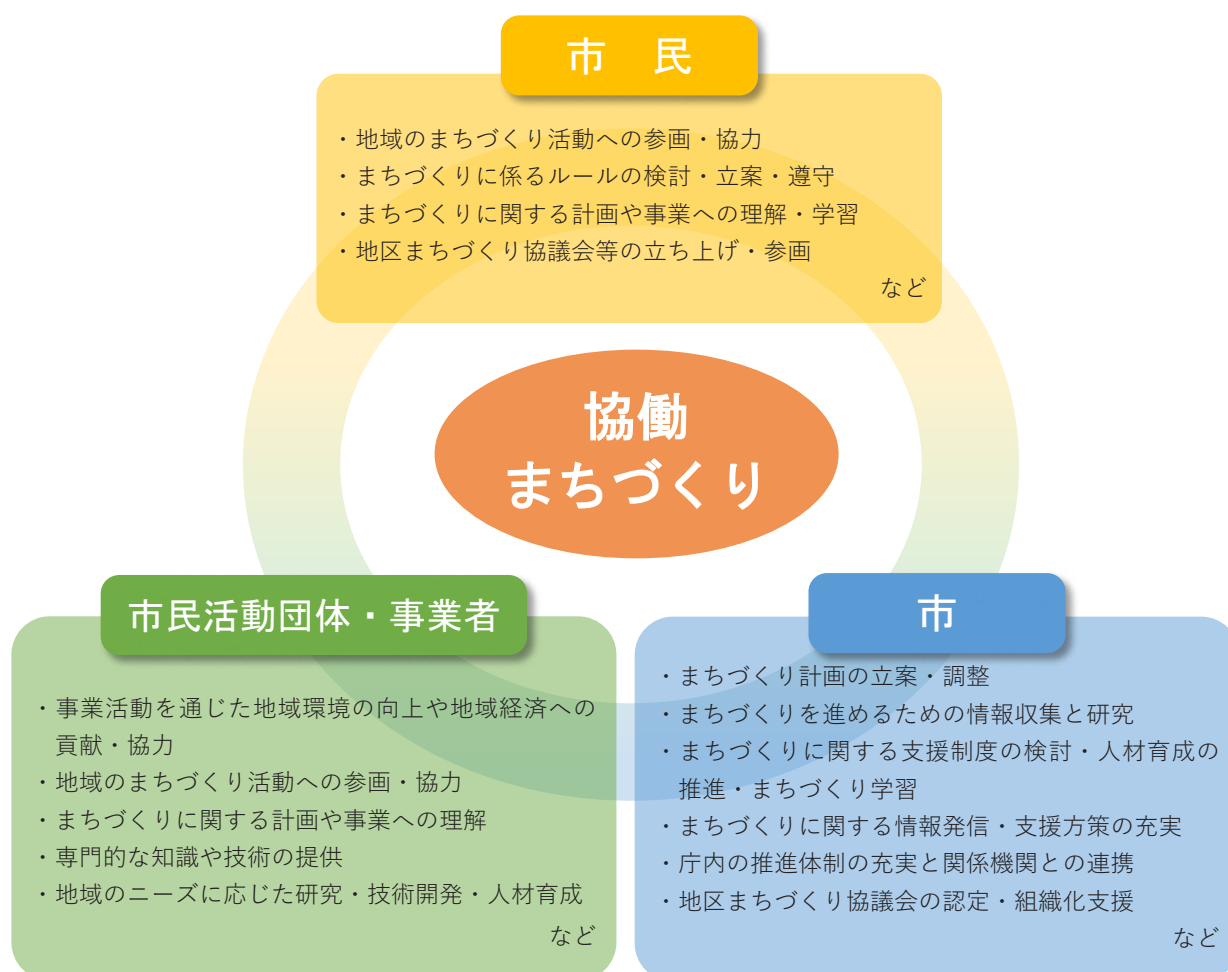
少子高齢化の進行、巨大災害の切迫、地球温暖化による気候変動、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式への変化など、社会・経済情勢の変化によって市民ニーズやまちづくりの課題の多様化が進んでいます。これらのニーズや課題に対応していくためには、多様な主体による協働まちづくりが必要とされています。

本市では、魅力的なまちづくりを進めるため、「まちづくりの基本理念」、「市民、市民活動団体・事業者、市の責務」、「まちづくりにおける市民参加の仕組み」、「開発事業の手續及び基準」などを定める「まちづくり条例」を施行し、協働まちづくりの仕組みを整備しています。また、長期総合計画でも、市民、事業者等、市が一体となって課題解決をしていく方針を示しています。

本方針の実現に向けて、市民、市民活動団体・事業者、市の三者が目標を共有し、それぞれの役割の下、協働してまちづくりに取り組むことが重要です。

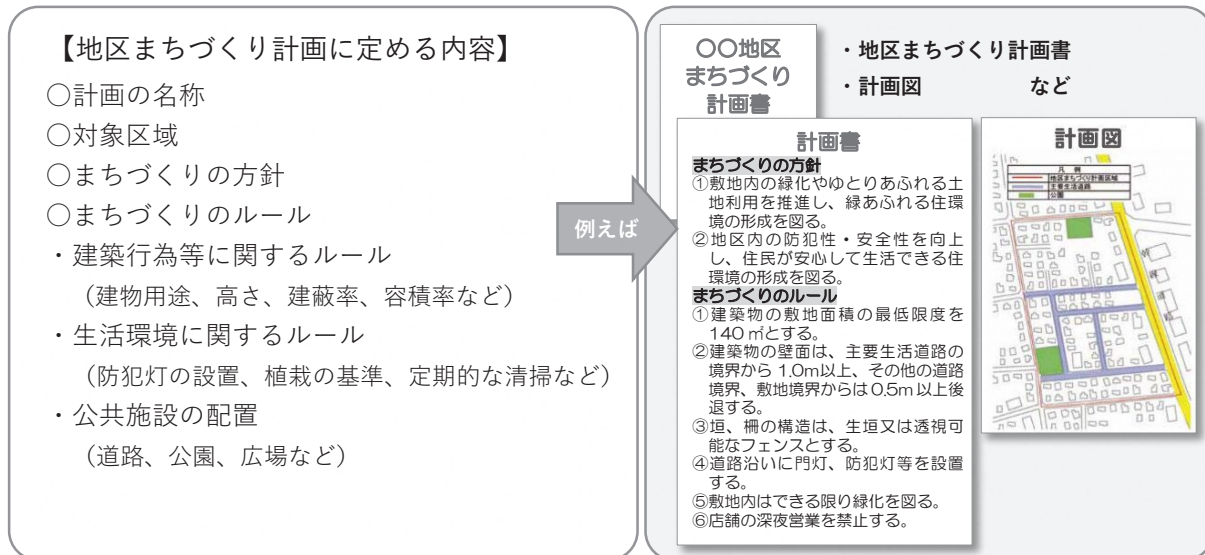
1 まちづくりの担い手の役割

協働まちづくりを進めるにあたり、市民、市民活動団体・事業者、市が担うべき役割として、以下のようなことが挙げられます。

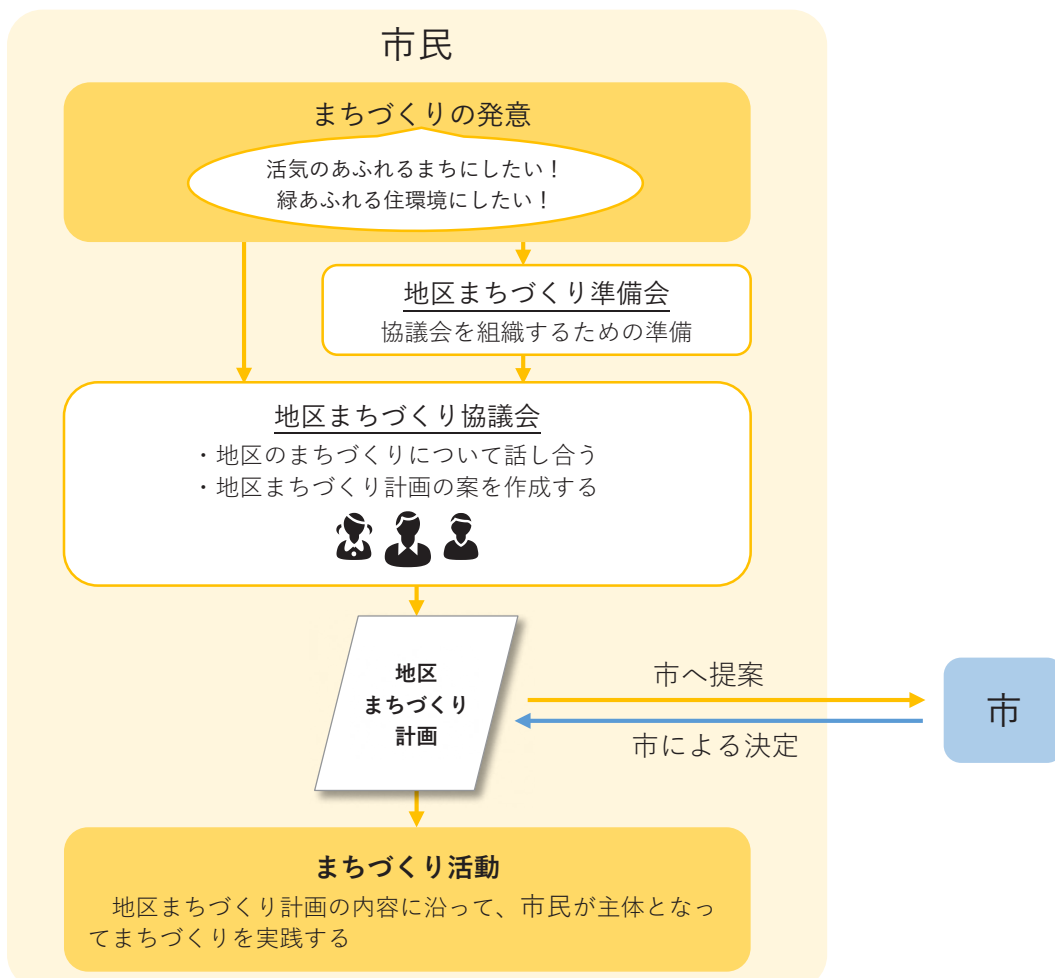


2 地区まちづくり計画

「まちづくり条例」では、市民主体のまちづくりが実現できるよう、地区内のまちづくりの方針やルールを定め、地区まちづくり計画として市に提案できる仕組みを制度化しています。



地区まちづくりを円滑に進めるためには、地区の特性や抱える問題点等について、住民の間で話し合い、理想的なまちの将来像を共有したうえでまちづくりの方針を明確に定める必要があります。

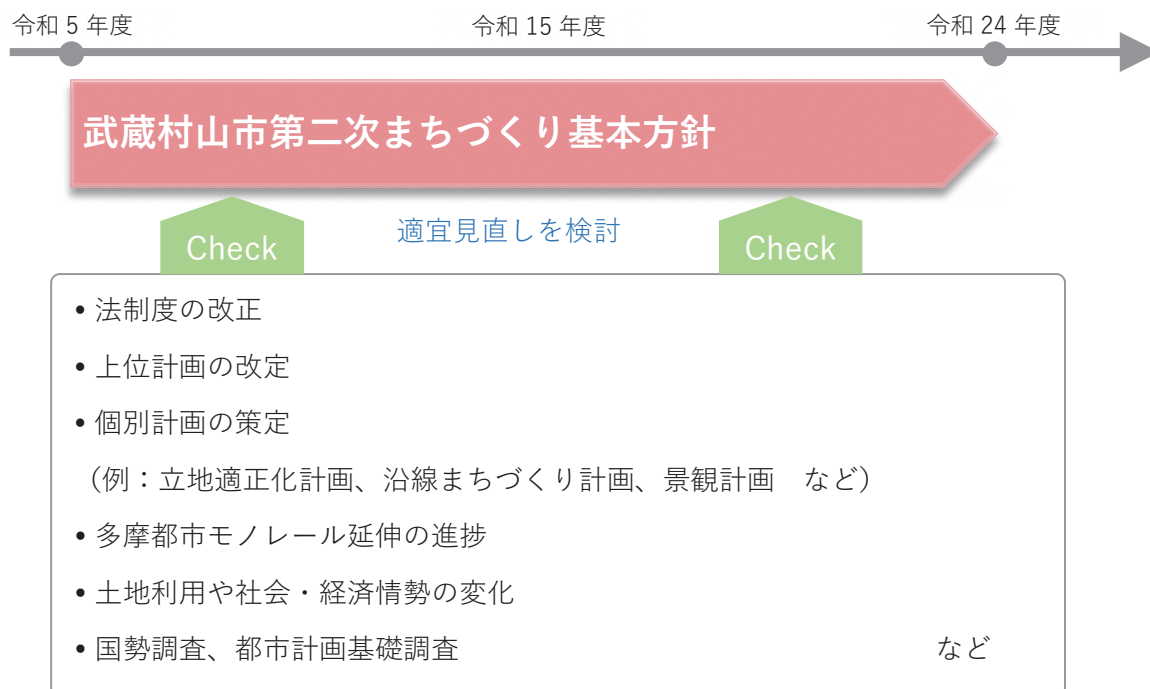
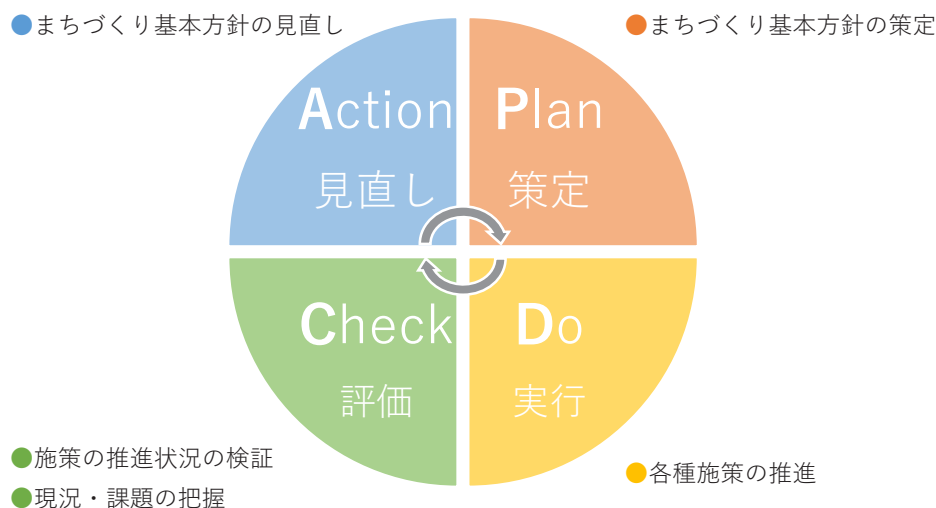


第2章 本方針の運用について

本方針の運用に当たっては、「PDCAサイクル」に基づき進捗の状況を把握します。

本方針の策定（Plan）、各種施策の推進（Do）とともに、施策の推進状況の検証や現況・課題を把握（Check）し、おおむね10年後に見直しを行うこととしますが、多摩都市モノレールの延伸に関する都市計画や、本市の関連する行政計画の策定・改定、社会・経済情勢など様々な状況変化を踏まえ、適宜方針の見直し（Action）を行います。

<PDCA サイクルのイメージ>



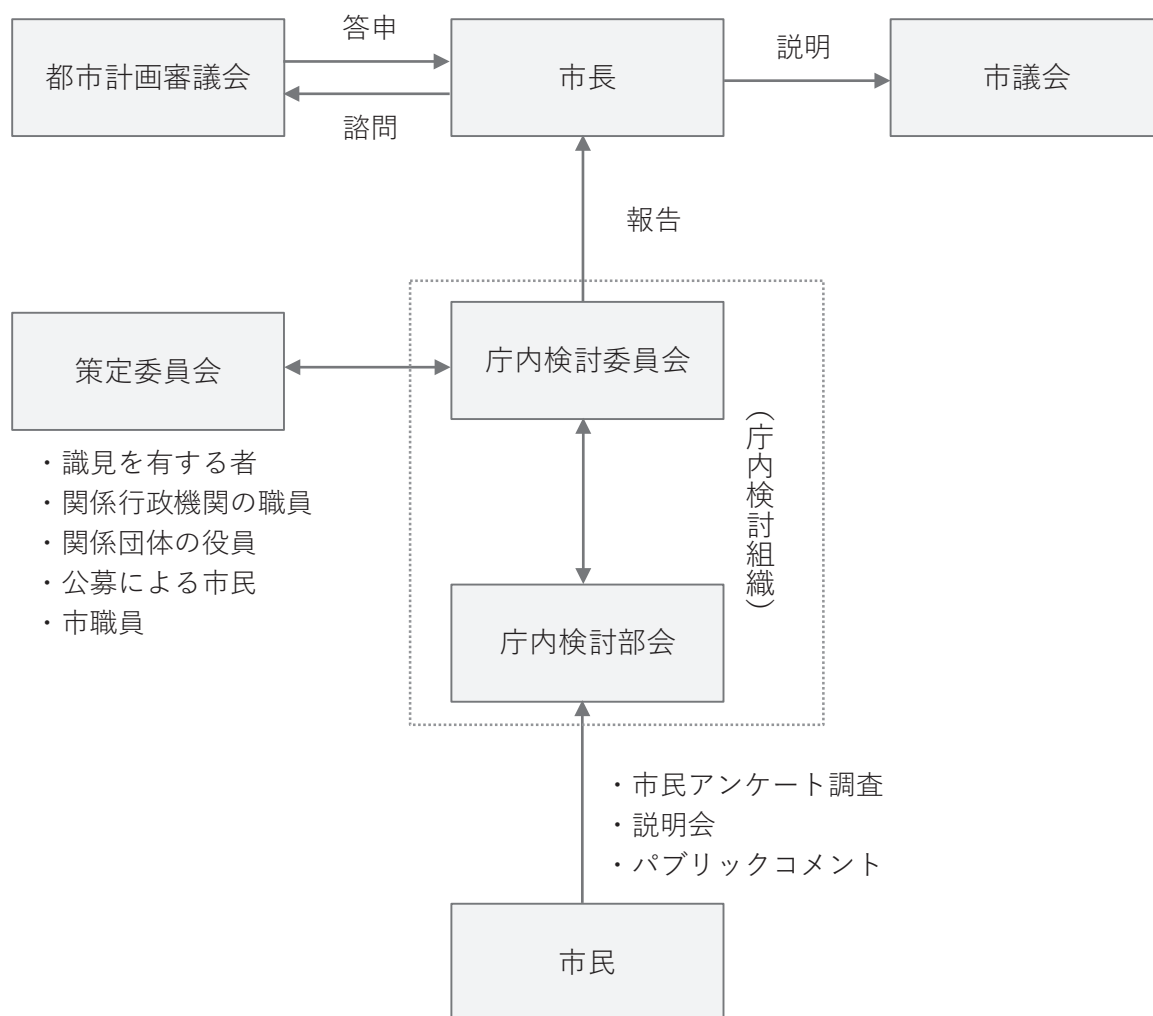
資料編

1 策定体制

まちづくり基本方針の策定に当たっては、市民アンケート調査や策定委員会、庁内検討組織（庁内検討委員会、検討部会）、説明会、パブリックコメントなど、市民・職員の参画により検討を進めてきました。

庁内検討部会では、市民からの意見等を踏まえたまちづくり基本方針の原案を検討し、庁内検討委員会では、庁内検討部会の検討内容から原案を作成し、専門家や市民・職員で構成される策定委員会からの意見提案を基に原案を精査し、市長に報告されました。

その後、都市計画審議会に諮問し、答申を経て、まちづくり基本方針が策定されました。



(1) 武蔵村山市まちづくり基本方針策定委員会

ア 設置要綱

武蔵村山市まちづくり基本方針策定委員会設置要綱

令和 2 年 11 月 9 日
訓令（乙）第 198 号

（設置）

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき武蔵村山市の都市計画に関する基本的な方針（以下「まちづくり基本方針」という。）を定めるに当たり、必要な事項について検討するため、武蔵村山市まちづくり基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、まちづくり基本方針の策定に必要な事項について、審議し、及び検討する。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 17 人で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げるところにより市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者 3 人
- (2) 関係行政機関の職員 6 人
- (3) 関係団体の役員 3 人
- (4) 公募による市民 4 人
- (5) 都市整備部長の職にある者 1 人

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 9 日から施行する。

イ 委員名簿

氏 名	所 属		備 考
◎ 大 沢 昌 玄	識見を有する者	日本大学理工学部 教授	
○ 岡 村 祐		東京都立大学都市環境学部 准教授	
青 木 亮		東京経済大学経営学部 教授	
岩 佐 昌 明	関係行政機関の職員	東京都建設局北多摩北部建設事務所 工事第一課長	～令和 3 年 3 月 31 日
圓 地 哲 文			令和 3 年 4 月 1 日～
三 上 正 哉		東京都建設局北多摩北部建設事務所 工事第二課長	～令和 4 年 3 月 31 日
大 竹 剛			令和 4 年 4 月 1 日～
大 塚 真		東京都都市整備局多摩建築指導事務所 建築指導第一課長	～令和 4 年 3 月 31 日
名 取 伸 明			令和 4 年 4 月 1 日～
細 川 卓 巳		東京都建設局西部公園緑地事務所 工事課長	～令和 3 年 3 月 31 日
永 田 雅 之			令和 3 年 4 月 1 日～
木 村 歩		警視庁東大和警察署 警備課長	～令和 3 年 3 月 31 日
町 田 一 紀			令和 3 年 4 月 1 日～
	令和 4 年 10 月 16 日		
水 永 篤		令和 4 年 10 月 17 日～	
須 藤 健 一	東京消防庁北多摩西部消防署 警防課長	～令和 4 年 3 月 31 日	
名 越 利 昭		令和 4 年 4 月 1 日～	
荒 幡 善 政	関係団体の役員	武蔵村山市農業委員会 農業経営部会長	
栗 原 誠		武蔵村山市商工会 副会長	
国 井 俊 彦		武蔵村山観光まちづくり協会 事務局長	
高 槁 直 美	公募による市民		
檜 山 栄 二			
白 濱 一 平			
大 野 正 士			
竹 市 基 治	市職員	武蔵村山市都市整備部長	～令和 4 年 3 月 31 日
樋 渡 圭 介			令和 4 年 4 月 1 日～

◎：委員長 ○：副委員長

ウ 検討経過

回	開催日	主 な 議 題
第 1 回	令和 3 年 1 月 5 日	・まちづくりに関するアンケート調査（案）について
第 2 回	7 月 6 日	・分野別方針の構成について ・地域別構想の地域区分について
第 3 回	11 月 4 日	・策定目的について ・まちづくりの目標について ・分野別方針の見直しについて ・地域別方針の 3 地域区分について
第 4 回	令和 4 年 1 月 11 日	・まちづくりの目標について ・将来都市構造について ・分野別方針について
第 5 回	6 月 28 日	・地域別構想（素案）について ・実現化方策（素案）について
第 6 回	9 月 30 日	・まちづくり基本方針（素案）について
第 7 回	令和 5 年 1 月 11 日	・パブリックコメントの実施報告 ・まちづくり基本方針（案）について

(2) 武蔵村山市まちづくり基本方針庁内検討委員会・検討部会

ア 設置要綱

武蔵村山市まちづくり基本方針庁内検討委員会設置要綱

〔令和2年11月9日〕
訓令（乙）第197号

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき武蔵村山市が定める都市計画に関する基本的な方針（以下「まちづくり基本方針」という。）の原案を作成するため、武蔵村山市まちづくり基本方針庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、まちづくり基本方針の原案を作成し、市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人で組織する。

- 2 委員は、副市長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境担当部長、健康福祉部長、高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、建設管理担当部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、それぞれ副市長及び都市整備部長の職にある委員をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（部会の設置）

第5条 委員会に、まちづくり基本方針庁内検討部会（以下「部会」という。）を置く。

（部会の所掌事務）

第6条 部会は、まちづくり基本方針の原案の作成に関し必要な事項について調査及び検討し、委員長に報告する。

（部会の組織）

第7条 部会は、部会員15人で組織する。

- 2 部会員は、都市整備部長、企画財政部企画政策課長、同部公共施設活用担当課長、総務部防災安全課長、市民部課税課長、協働推進部協働推進課長、同部産業観光課長、同部環境課長、健康福祉部高齢福祉課長、子ども家庭部子ども青少年課長、都市整備部交通企画・モノレール推進課長、同部区画整理課長、同部道路下水道課長、教育部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、それぞれ都市整備部長及び企画財政部企画政策課長の職にある部会員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

2 部会長は必要と認めるときは、部員以外の者を部会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会に関する庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員会にあっては委員長が、部会にあっては部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行する。

イ 委員名簿

【検討委員会】

氏 名	職 名	備 考
◎ 山 崎 泰 大	副市長	～令和３年２月２６日
◎ 石 川 浩 喜		令和３年７月１日～
○ 竹 市 基 治	都市整備部長	～令和４年３月３１日
○ 樋 渡 圭 介		令和４年４月１日～
神 山 幸 男	企画財政部長	～令和３年６月３０日
神 子 武 己		令和３年７月１日～
石 川 浩 喜	総務部長	～令和３年６月３０日
神 山 幸 男		令和３年７月１日～
室 賀 和 之	市民部長	
藤 本 昭 彦	協働推進部長	～令和３年３月３１日
雨 宮 則 和		令和３年４月１日～
古 川 純	環境担当部長	
鈴 木 義 雄	健康福祉部長	～令和３年８月４日
島 田 拓		令和３年８月５日～
島 田 拓	高齢・障害担当部長	～令和３年８月４日
鈴 木 義 雄		令和３年８月５日～
乙 幡 康 司	子ども家庭部長	
諸 星 裕	建設管理担当部長	～令和３年６月３０日
指 田 政 明		令和３年７月１日～
神 子 武 己	教育部長	～令和３年６月３０日
諸 星 裕		令和３年７月１日～

◎：委員長 ○：副委員長

【検討部会】

氏 名	職 名	備 考
◎ 竹 市 基 治	都市整備部長	～令和４年３月３１日
◎ 樋 渡 圭 介		令和４年４月１日～
○ 増 田 宗 之	企画政策課長	
田 村 一 晴	公共施設活用担当課長	～令和４年３月３１日
飯 島 郷 太		令和４年４月１日～
石 川 篤	防災安全課長	～令和４年３月３１日
鈴 木 哲 人		令和４年４月１日～
指 田 政 明	課税課長	～令和３年６月３０日
並 木 武 司		令和３年７月１日～
湊 祥 子	協働推進課長	
中 村 顕 治	産業観光課長	

氏 名	職 名	備 考
北 條 浩 之	環境課長	～令和 4 年 3 月 31 日
石 川 篤		令和 4 年 4 月 1 日～
加 藤 俊 幸	高齢福祉課長	～令和 4 年 3 月 31 日
宮 川 敦		令和 4 年 4 月 1 日～
佐 藤 哲 郎	子ども青少年課長	
大 坪 克 己	交通企画・モノレール推進課長	～令和 3 年 12 月 9 日
木 村 朋 子		令和 3 年 12 月 10 日～
指 田 光 春	区画整理課長	
田 村 崇 寛	道路下水道課長	
高 橋 一 磨	文化振興課長	～令和 3 年 12 月 9 日
西 原 陽		令和 3 年 12 月 10 日～
西 原 陽	スポーツ振興課長	～令和 4 年 3 月 31 日
鳥 海 純 子		令和 4 年 4 月 1 日～

◎：部会長 ○：副部会長

ウ 検討経過

【検討委員会】

回	開催日	主 な 議 題
第 1 回	令和 2 年 11 月 13 日	・まちづくり基本方針の概要及び今後の予定について ・庁内検討委員会設置要綱について
第 2 回	12 月 7 日	・まちづくりに関するアンケート調査（案）について
第 3 回	令和 3 年 1 月 7 日	・まちづくりに関するアンケート調査（案）について
第 4 回	2 月 5 日 （書面開催）	・まちづくりに関するアンケート調査（案）について ・アンケートの発送までのスケジュールについて
第 5 回	6 月 22 日	・分野別方針の構成について ・地域別構想の地域区分について
第 6 回	9 月 29 日	・まちづくり基本方針骨子案について
第 7 回	12 月 23 日	・まちづくりの目標について ・将来都市構造について ・分野別方針の見直しについて
第 8 回	令和 4 年 5 月 10 日	・地域別構想（素案）について ・実現化方策（素案）について
第 9 回	8 月 17 日	・まちづくり基本方針（素案）について
第 10 回	12 月 27 日	・パブリックコメントの実施報告 ・まちづくり基本方針（案）について

【検討部会】

回	開催日	主 な 議 題
第 1 回	令和 2 年 11 月 18 日	・ まちづくりに関するアンケート調査について
第 2 回	令和 3 年 2 月 1 日 (書面開催)	・ まちづくりに関するアンケート調査（若年層）（案）について ・ アンケート調査（若年層）の発送までのスケジュールについて
第 3 回	5 月 19 日	・ 分野別方針の構成について ・ 地域別構想の地域区分について
第 4 回	8 月 31 日	・ まちづくり基本方針骨子案について ・ 地域別構想の地域区分について
第 5 回	11 月 24 日	・ まちづくりの目標について ・ 将来都市構造について ・ 分野別方針の見直しについて
第 6 回	令和 4 年 4 月 25 日	・ 地域別構想（素案）について ・ 実現化方策（素案）について
第 7 回	8 月 10 日	・ まちづくり基本方針（素案）について
第 8 回	11 月 14 日	・ まちづくり基本方針（案）について

2 市民アンケート調査

	20 歳以上	若年層 15 歳以上 20 歳未満
配布数	2,000 件	300 件
抽出方法	単純無作為抽出	単純無作為抽出
回収期間	令和 3 年 1 月 22 日～2 月 5 日	令和 3 年 2 月 18 日～3 月 5 日
回収数	629 件	75 件
有効回収率	31.5%	25.0%

3 説明会

回	開催日時	開催場所	出席者数
第 1 回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止、むさしむらやま動画チャンネル (YouTube) へ説明動画を公開	むさしむらやま 動画チャンネル (YouTube)	—
第 2 回	令和 4 年 10 月 14 日 (金) 午後 7 時～	さくらホール展示室	1 名
	令和 4 年 10 月 15 日 (土) 午前 10 時～		7 名

4 パブリックコメント

回	内 容	期 間	意見数
第 1 回	まちづくり基本方針 全体構想 (素案)	令和 4 年 2 月 24 日 ～ 令和 4 年 3 月 25 日	11 件 (提出者 5 名)
第 2 回	まちづくり基本方針 (原案)	令和 4 年 10 月 7 日 ～ 令和 4 年 11 月 7 日	2 件 (提出者 2 名)

5 用語集

用 語		解 説
あ 行	ICT(Information and Communication Technology：情報通信技術)	通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスの総称。
	アグリツーリズム	アグリ（農業）とツーリズム（旅行）の2つの単語を組み合わせたもので、都市居住者が農場や農村で休暇や余暇を過ごすこと。
	アダプト制度	自治体が管理していた施設や公園等を、住民や企業が主体となって維持・管理を行う制度のこと。
	イノベーション	技術革新、刷新のこと。技術の革新にとどまらず、これまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを指す。
	インフラ整備	生活や産業の基盤となる公共設備を整え、充実させること。
	雨水流出抑制施設	宅地内に降った雨水が直接下水道管や河川に流れ込むのを防ぎ、河川への負担を軽減することにより都市型洪水等を防ぐための施設のこと。
	AI(Artificial Intelligence：人工知能)	人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。
	SDGs(Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)	誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のこと。2030 年を達成年限とし、17 の目標と 169 のターゲットから構成されている。
	延焼遮断帯	市街地の延焼を阻止するため、道路、河川、公園、鉄道などと、それらの沿線に建つ不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間のこと。
	オープンスペース	公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など、建物によって覆われていない開放的な広がりをもつ場所のこと。
	温室効果ガス	水蒸気、二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素等の温室効果をもたらす気体のこと。
か 行	海道緑地保全地域	伊奈平地区の一部において「東京における自然の保護と回復に関する条例」の規定に基づき保全される樹林地のこと。
	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。具体的には、道路などの新設による区画の変更や切土、盛土などによる土地の形の変更、宅地以外の土地（農地・山林など）を宅地にする質の変更がある。
	幹線道路	道路網のうち、主要な骨格を形成し、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受け持つ道路のこと。
	管理用通路	本方針では、河川管理用の通路を指す。河川巡視、水防活動や災害復旧工事のために設けられた通路。一般車両の通行を禁止し、散策路や自転車道等に利用されることもある。

用 語		解 説
か 行	企業誘致制度	市民の雇用機会の拡大と地域産業の活性化を図ることを目的として、市内の工業地域に進出する企業やその企業に新築の建物を賃貸するものに対し、奨励措置等を定めた市の制度のこと。
	狭あいな道路	幅員 4m 未満の道路のこと。
	共同化	本方針では、建物の共同化を意味する。隣接する敷地を共同で活用し、集合住宅等の高層化建築物へ建替えを行うこと。
	緊急輸送道路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」により、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路が特定緊急輸送道路に指定され、それ以外は一般緊急輸送道路に指定されている。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
	経営耕地	農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、借用して耕作している耕地（借入耕地）がある。
	景観基本軸	「東京都景観条例」に基づき、特徴的な景観が軸状に連続している地帯のうち、特に景観の骨格となり、重点的に景観づくりに取り組む必要があるとして、指定された地域のこと。 本市では、主要地方道新宿青梅線(5)青梅街道以北(大曲り交差点より東側については、立 3・5・20 号東大和武蔵村山線(大曲り新道)以北)が、丘陵地景観基本軸に指定されている。
	経済社会システム	経済活動により成立する社会における公共性の高いサービスを提供するためのシステム。
	建築協定	建築基準法に基づく制度で、一定の区域の土地所有者等全員の合意により、同法で定められた基準に上乗せして、その地域に合った建築物や敷地に関するルールを作り、お互いに守り合うことで、地域の特性をいかした良好な環境を維持増進する制度のこと。 本市では、大南一丁目の一部において、建築協定が定められている。
	公共下水道	本方針では、主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道のこと。
か 行	公共公益施設	官公庁や、小中学校等の教育施設、保育所、老人福祉センター等の社会福祉施設、病院、診療所等の医療施設のこと。
	高次医療	CT や MRI などの高度な検査機器を持つ、専門的な治療が可能な医療機関のこと。

用 語		解 説
か 行	公募設置管理制度（Park-PFI）	都市公園法に基づく制度で、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上につながる公園施設の設置と、その施設から生まれる利益を活用した園路や広場等の公園施設の整備・改修を一体的に行う事業者を、公募により選定する制度のこと。
	小型モビリティ	自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる、1人から2人乗り程度の車両のこと。
	コンパクトシティ	持続可能な社会の実現や地域の活力維持のため、市街地中心部への都市機能の集約や、その周辺に居住を誘導し、徒歩や公共交通による移動が可能な都市づくりのこと。
さ 行	災害時緊急応援協定	災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間事業者、関係機関との間又は自治体間で締結される協定のこと。
	サイクルツーリズム	自転車に乗ることを主な目的としたツーリングや旅行、またはレジャーの中で自転車を利用すること。
	再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱など、自然界に常に存在し、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
	サテライトオフィス	企業・組織の重要拠点から離れた場所に設置されたオフィスのこと。また、そこで勤務することをサテライト勤務という。
	里山体験施設	雑木林、畑、水田、小川など、昔の里山風景を再現し、保全・育成を図ることにより、里山文化の学習や体験、自然とのふれあいができる施設として、都立野山北・六道山公園内に整備され、中心には里山民家が建築されている。
	狭山丘陵景観重点地区	狭山丘陵の景観を保全するため、「まちづくり条例」に基づき、建築物等の新築・増改築に当たり、色彩や緑化、垣・柵の構造等、景観の保全への配慮が求められる青梅街道以北の地区のこと。
	シェアオフィス	複数の人や事業者で一つのオフィス空間を共同で使用する。またその場所。
	シェアサイクル	地域内の各所にサイクルポートと呼ばれる相互利用可能な駐輪場を設置し、利用者が好きな時に好きな場所で自転車を借りたり返却することができる、自転車の共同利用サービス。
	市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域のこと。
	市街地開発事業	計画的な市街地の形成を図るため、一体的に開発又は整備する必要がある土地の区域に定める都市計画で、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などをいう。
	自転車歩行者専用道路	道路法第48条の13第2項の規定により指定された専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供するために、車道等から独立して設けられる道路のこと。

用 語		解 説
さ 行	市内循環バス（MMシャトル）	公共施設、病院、鉄道やモノレールの駅と連絡し、市民ニーズに対応した利便性の高い「市民の足として利用できるバス」を目指し、現在、上北台ルート、玉川上水ルートで運行しているコミュニティバスのこと。
	市民活動団体	公共の利益や社会貢献を目的として、主体的・自主的に取り組む非営利の活動を行う団体のこと。
	住宅市街地の開発整備の方針	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定に基づき、住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき相当規模の地区（重点地区）について計画概要などを定めたもの。
	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	新たに発見されたコロナウイルスによって引き起こされる感染症で、世界中に感染が拡大した。
	人口フレーム	将来人口のおおむねの推計値の枠組みのこと。
	スプロール	都市の急速な発展により、市街地が無秩序、無計画に広がっていくこと。
	隅切り	交差点において、道路相互の見通しを良くするとともに、車両が曲がりやすくなるよう街区の隅を切り取ること。
	生活サービス施設	医療施設（病院及び診療所）、福祉施設（通所系施設、訪問系施設、小規模多機能施設）、商業施設（専用スーパー、総合スーパー、借家店）のこと。
	生活道路	地区内の交通の中心となり、各住戸と幹線道路等を結ぶなど、日常生活に密接な関わりを持つ道路のこと。
	生産緑地地区	都市計画法の規定に基づく地域地区の一種。 農林漁業との調和を図りつつ、良好な都市環境の形成に資するために、市街化区域内の農地・採草放牧地・森林・湖沼などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公園・緑地など公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているもので、一定規模以上の区域を市が指定した地区である。
	ゼロカーボンシティ	2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組について表明した地方自治体のこと。 本市では、令和 4 年（2022 年）9 月にゼロカーボンシティ宣言を行った。
た 行	体験型市民農園	農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園で、利用者は入園料を払い、農家の指導のもと、種まきや苗の植え付けから収穫までを体験する農園のこと。
	脱炭素社会	温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す社会のこと。
	多摩開墾	市内の南西部に位置し、横田基地に接した大規模農地でおおよそ東京ドーム 12 個分の広さ（約 55ha）となる。

用 語		解 説
た 行	多摩東部直下地震	多摩地域の東部を震源域とするプレート内地震であり、多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として想定される。地震規模は M7.3、発生確率は 30 年以内に 70%とされている。
	地域地区	都市計画法に基づき都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。
	地区計画	都市計画法に基づき、比較的小規模な地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体として、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画のこと。
	地区まちづくり計画	「まちづくり条例」に規定する制度であり、身近なまち（地区）のまちづくりの方針や地域の特性に応じたきめ細かいルールなどを地区の市民や事業者で話し合ってまとめ、市が決定するもの。
	長期総合計画	本市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現手段などを総合的、体系的に示す市の根幹となる計画のこと。 その内容・構成は、市の将来像とそれを達成するための基本的施策を明らかにする「基本構想」、構想に基づき、より具体的に個別の施策や重点的に取り組むべき事業を示す「基本計画」、具体的な事業とスケジュールを示す「実施計画」となっている。 令和 3 年 3 月に「武蔵村山市第五次長期総合計画」が策定された。
	超高齢社会	少子高齢化が進み、人口構成に占める 65 歳以上の高齢者の割合が、21%を超えた社会のこと。
	通過交通	ある地域を車等で通るだけで、その地域内には目的地をもたない交通のこと。
	DX(Digital Transformation : デジタル・トランスフォーメーション)	行政においては、行政サービスにデジタル技術及びデータを活用して、市民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術及び AI などの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくこと。
	テーマ型観光	特定の観光資源に魅せられて各地を訪れる観光方法。
	デマンド交通	利用者の予約に応じて運行時刻・運行経路を合わせる地域公共交通のこと。
	テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとられない柔軟な働き方のこと。
	特定生産緑地制度	指定から 30 年が経過する生産緑地を市が所有者等の意向を基に特定生産緑地として指定することで、生産緑地の規制・税制優遇措置が 10 年間延長する制度のこと。

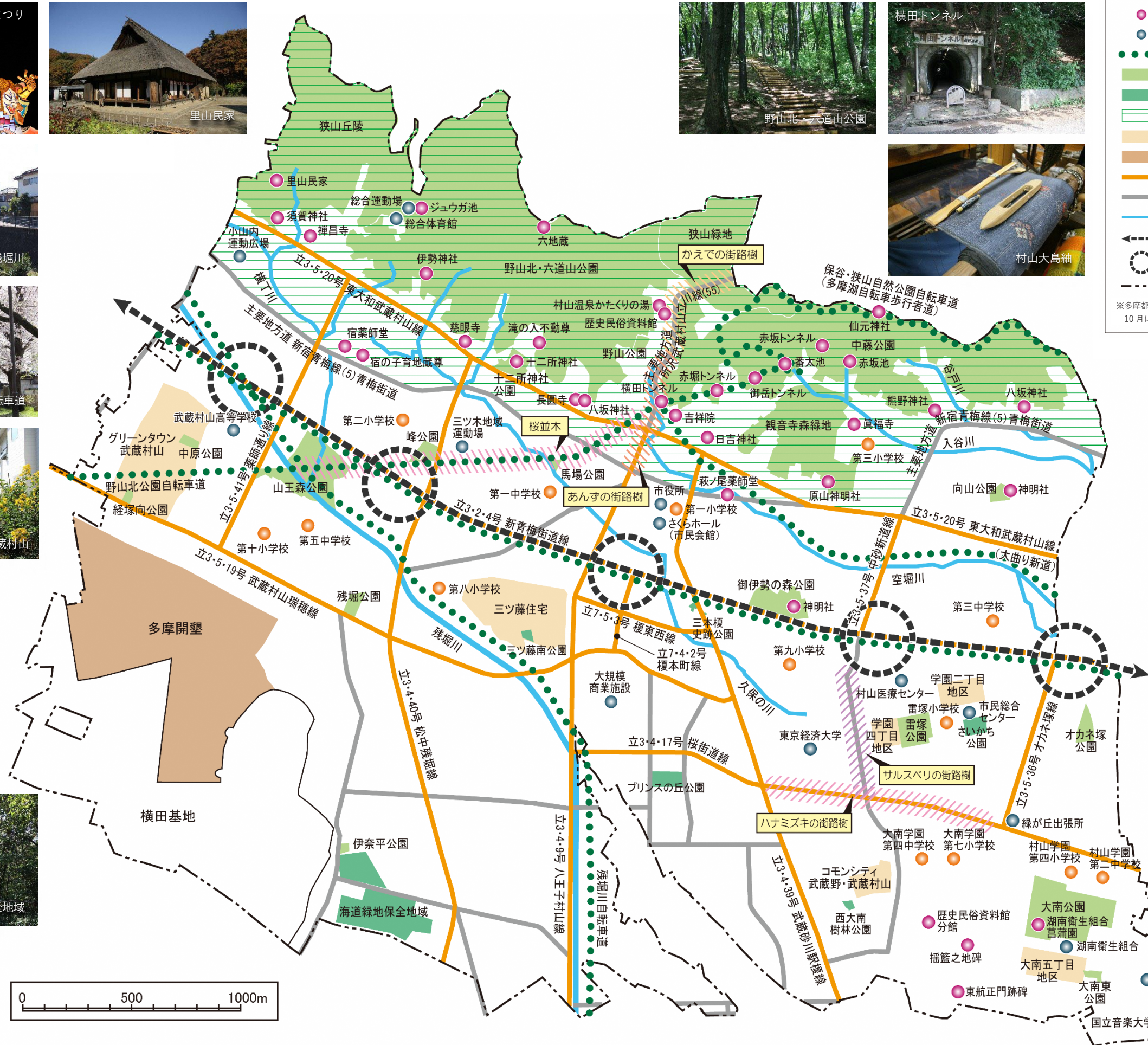
用 語		解 説
た 行	都市核土地区画整理事業	本町一丁目及び榎三丁目各地内の約 30.9ha の区域内において、市の中心核としてふさわしい「魅力あふれるやすらぎのまち」実現のため、道路、公園などの都市基盤整備や良好な環境を備えた住宅地の整備を図る事業のこと。
	都市型住宅	都市の中心部に位置する場所に立つ住宅のこと。本市においては、生活サービス施設等と住宅が複合した中高層住宅などを指す。
	都市計画区域	都市計画法に基づき、「一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全」すべき区域の単位となるもの。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	従来の「整備、開発又は保全」は区域区分の定められた（線引き）都市計画区域のみ定められていたが、平成 12 年 5 月の法改正により、「整備、開発及び保全の方針」（法第 6 条の 2）と名称を改め、全ての都市計画区域について、「都市計画区域マスタープラン」として都道府県が定めることとされた。 内容としては、①区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、②都市計画の目標、③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を定めることとされている。
	都市計画決定	都市計画法に基づき、都市計画を一定の手続により決定すること。 都市計画の決定権者は、原則として、都道府県、市町村であり、都市計画が決定されると、都市計画制限が働き、当該都市計画が定められた土地の区域に関係する権利者などの権利に一定の制限が加えられる。
	都市計画公園	都市計画法に規定された都市施設である公園として都市計画決定されたもの。休憩、遊戯、運動及びレクリエーションなどに活用されるほか、災害時の避難場所としても重要な役割を果たす。
	都市計画公園・緑地の整備方針	東京都が、みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の整備促進を目指し、優先的に整備に着手する予定の「重点公園・緑地」や「優先整備区域」を定めた方針。 平成 18 年 3 月に策定し、令和 2 年 7 月にこれまでの事業進捗を踏まえ、東京都や関係市町が一体となって都市計画公園・緑地等の事業化等に集中的に取り組むため、令和 11 年度までの 10 年間を計画期間として改定された。
	都市計画道路	都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、活力と魅力のある都市形成に寄与し、合わせて防災強化の役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の骨格を形成する道路として都市計画決定されたもの。
	都市計画緑地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑道の用に供することを目的として、都市計画決定された緑地のこと。

用 語		解 説
た 行	都市再開発の方針	都市再開発法の規定に基づき、市街地の再開発に関する各種施策を長期的な観点から体系付けた都市再開発のマスタープランであり、市街地の再開発の基本的方向を明らかにし、再開発の積極的な推進を図ることなどを目的としたもの。
	都市施設	道路、公園など都市の骨格を形成し、良好な都市環境を保持するための施設の総称である。
	都市づくりのグランドデザイン	2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した東京都の計画。「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から7つの戦略、30 の政策方針、80 の取組を示している。
	都市農地	主に市街化区域内における農地を指す。
	都市のスポンジ化	市街地中心部の店舗や業務施設、住宅等の都市機能が徐々に失われ、小さな敷地単位で低未利用土地が散発的に発生し、都市のにぎわいや活力が失われていく状態のこと。
	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、都道府県が指定する区域。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、都道府県が指定する区域。土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
な 行	ドローン	無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称。トイドローン、産業用ドローン、軍事利用ドローン等、様々な種類がある。
	二地域居住	都市部と地方部に2つの拠点をもち、定期的に地方部で過ごしたり、仕事をしたりするライフスタイルのこと。
	農家レストラン	農業を営む人が、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、自らが生産した農作物や地域の食材を用いた料理を提供する事業のこと。
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者を含むすべての人が普通(ノーマル)の生活を過ごしていける社会を目指し、環境の整備等をしていく考え方のこと。
	乗合タクシー（むらタク）	交通不便地域に対して、市町村や民間会社等が運営する公共交通機関のこと。ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーの利便性と、乗合・低料金のバスの特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。 本市では、「むらタク」という愛称で、市南西地域の居住者を対象に、自宅と乗降場所を行き来することができるデマンド型の乗合タクシーとして運行している。

用 語		解 説
は 行	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。
	バリアフリー	高齢者、障害者などが自立した生活をするために、バリア（障壁、不便さ）となるものを取り除き、暮らしやすい環境をつくること。
	ビオトープ	生物（bio）と場所（topos）を組み合わせで作られた言葉で、その地域に住む様々な野生生物が生息することができる空間のこと。
	フィーダー路線	交通機関の幹線に接続し、支線の役割を持つ路線のこと。鉄道の場合、路線バスやコミュニティバス等を指す。
	風致	都市における樹林地、水辺などで構成された良好な自然的景観のこと。
	復興まちづくり計画	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくため、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を定めた総合的な計画のこと。
	ベッドタウン	都心部に通勤する人々が生活拠点とする大都市郊外の住宅都市のこと。
	防災協力農地	農家と地方自治体が協定を結び、災害発生時の避難空間、仮設住宅建設用地等として利用することができる農地のこと。
ま 行	保存樹林	市内のみどりの保護及び育成のため、樹林地（樹木）などで基準に該当するものを、「武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例」に基づき所有者の同意を得て指定したもの。
	まちづくり条例	本市の特性をいかした快適なまちづくりを推進するため、まちづくりの基本理念、市、市民等及び事業者の責務、まちづくりにおける市民参加の仕組み、開発事業の手続及び基準などを定めた条例のこと。平成24年4月に施行された。
	まち・ひと・しごと創生総合戦略	本市の人口の現状及び令和42年までを視野に入れた人口の将来展望を示す人口ビジョンや、将来展望の実現に向けた施策の方向性と事業を示す計画。 令和2年3月に「武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定された。
	無電柱化	安全で快適な歩行空間の確保や都市景観の向上を図るため、地上の電柱や上空の電線を地下の空間に収容すること。
	村山工場跡地	平成13年3月に閉鎖した日産自動車村山工場跡地のこと。本市の中央南部に位置し、立川市域にまたがる面積約140haの区域。現在、一部は大型商業施設や病院などの土地利用が図られている。
や 行	屋敷林	敷地内に植栽され、防風機能を有する樹林のこと。
	遊休農地	1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地や、周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地のこと。

用 語		解 説
や 行	優先整備区域	「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和 2 年 7 月）において、優先的に事業を進める公園や緑地の区域のこと。
	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
	用途地域	都市計画法の規定に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度のこと。 都市計画法には、第一種低層住居専用地域など住居系が 8 種類、近隣商業地域など商業系が 2 種類、工業地域など工業系が 3 種類の合計 13 種類が定められている。本市では、この中の 10 種類が指定されている。
ら 行	ライフライン	電気、ガス、上下水道、電話など市民生活や産業活動を支えるために地域に張り巡らされている供給処理、情報通信の施設のこと。
	リサイクル	日常生活や経済活動から排出される廃棄物を、もう一度資源として有効に利用すること。資源や廃棄物の再利用・再資源化ともいう。
	立地適正化計画制度	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、コンパクトなまちづくりを進めていくための制度のこと。
	林苑	樹木の茂った庭園、樹園のこと。

6 地域資源図



- 歴史・観光資源
 - 主な公共施設など
 - 自転車道・遊歩道
 - 都市計画公園・緑地
 - 都市公園等
 - 狭山丘陵景観重点地区
 - 計画住宅地区
 - 大規模農地
 - 都市計画道路
 - その他の幹線道路
 - 河川・水路
 - 多摩都市モノレール導入路線
 - 多摩都市モノレール新駅
 - 市域界
- ※多摩都市モノレールのルート・駅位置は、東京都が令和4年10月に公表した都市計画案によるものとなります。



武蔵村山市第二次まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）

（令和 5 年度～令和 24 年度）

発行年月／令和 5 年 3 月

発 行／武蔵村山市

編 集／武蔵村山市 都市整備部 都市計画課

〒208-8501

東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

TEL 042-565-1111（代表）



武蔵村山市
Musashimurayama City